

措置命令書

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第45条第3項に基づき、下記のとおり命ずる。

令和3年3月 日

東京都知事 小池 百合子

記

1 命令の内容

(1) 講ずべき措置： 施設の使用制限

(20時から翌日5時まで（酒類の提供を伴う場合は19時から翌日11時まで）の間において、別紙に記載する施設（以下「対象施設」という。）を営業（宅配及びテークアウトサービスを除く。以下同じ。）のために使用することの停止）

(2) 措置を講ずべき期間： 令和3年3月19日から令和3年1月7日付新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了するまでの間

2 命令を行う理由

が運営する対象施設は、正当な理由なく法第45条第2項の要請に応じず、別紙のとおり20時以降に対象施設を営業のために使用した事実が認められた。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、飲食の場を感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっていると指摘した上で、緊急事態措置区域において飲食につながる人の流れを制限するための効果的な対策として、飲食店に対する20時までの営業時間短縮要請を行うよう指針を示しており、当該指針を踏まえ、都の緊急事態措置として、令和3年1月8日から令和3年1月7日付新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了するまでの間、飲食店に対して、20時までの営業時間短縮要請を行っている。

対象施設は、20時以降も対象施設を使用して飲食店の営業を継続し、客の来店を促すことで、飲食につながる人の流れを増大させ、市中の感染リスクを高めている。加えて、緊急事態措置に応じることなく公然と営業するなど、他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発するおそれがある。

これらのこととは、更なる新型コロナウイルス感染症のまん延につながるおそれがある。したがって、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認め、対象施設の使用制限を命ずるものである。

3 その他

- (1) 法第45条第5項の規定に基づき、命令をした旨を東京都ホームページで公表する場合がある。
- (2) 命令に応じる場合は、【問合せ先】に連絡すること。（1）により対象施設の名称及び所在地を公表する場合において、命令に応じたことが確認できたときは、東京都ホームページから当該情報を削除する。

<p>【問合せ先】 東京都 総務局 総合防災部 緊急事態措置等担当 03-5320-7071 </p>
--

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令の対象店舗一覧

※ 本紙における用語について

- 「法」 … 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）をいう。
- 「45条要請」 … 法第45条第2項に基づく施設の使用制限（営業時間短縮）の要請をいう。
- 「45条命令」 … 法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令をいう。

No.	施設名	施設所在地	対象施設の管理者に 45条要請を行った日	45条命令に係る事実
1	[REDACTED]	[REDACTED]	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・同年3月2日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実、並びに20時以降に客に飲食させる目的で対象施設の敷地外にテーブル及び椅子を設置して客の来店を促している事実を確認した。 ・同月8日に行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・同月10日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実、並びに20時以降に客に飲食させる目的で対象施設の敷地外にテーブル及び椅子を設置して客の来店を促している事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月15日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。 ・同月16日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月18日に現地を確認し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。